

# 日本幼児保育史の研究

## 日本保育学会共同研究小委員会

### 十九、明治前期のその他の幼児施設

わたしたち小委員会は、本誌四月号から六回にわたり、明治初期の幼児保育施設について述べてきた。

明治初期を何年までにするかは問題の多いところであるが、小委員会では二十年頃までを初期とすることにした。

二十年頃は、明治史全体から眺めても、自由主義風潮から国家主義への移りかわりがみられ、一つの区切りとして適当であるように思われる。たとえば、二十年には、四月に鹿鳴館で仮装舞踏会がひらかれており、十二月には保安条例が公布されている。

幼児保育のほうから眺めると、二十年頃から、そろそろ外国人宣教師によるキリスト教主義の幼稚園が各地におこりはじめた。その結果、二十年頃からの国家主義の考え方と幼稚園の思想とのあいだには全く関連のみられないことが多くなり、非国家性という幼児保育の特殊性の一つをつくり、終戦にまで及んでいると考えられる。

幼稚園を全体の教育体系から軽視することは、つぎの節でみられるように、維新政府の幼児教育政策にすでにみられたが、二十年頃までにあつては全体の教育政策のなかで有識者によってかなり暖い眼で考えられ、幼稚園施設の地がためが行なわれつつあつたとみてもよいであろう。

すでに述べた東京女子師範学校附属幼稚園や愛珠幼稚園その他の保育施設は、その地がためとなつたものである。

二十年頃までの保育施設は、以上のほか十五年までのものとして、明治八年の京都府船井郡安栖里村の保育施設（註二）や明治十二年四月に鹿児島に設立された「鹿児島幼稚園」がある。

また明治十七、八年に大阪や東京のような大都市で幼稚園が設立されたことは本誌の十月号で述べたが、そのほか十七年から二十年頃にかけて教育に熱心で民度の高かつた京都府・岡山県・石川県などでも、師範学校の附属その他の幼稚園がつくられている。

十七年から十九年にかけて設立された幼稚園で名称の分つている

ものをあげると、つぎのようである。このうち北陸女学校附属幼稚園はミス・ポートルによつてたてられたキリスト教主義によるものである。

明治十七年

五月 岡山県女子師範学校附属幼稚園（岡山県）

八月 舞鶴幼稚園（京都府）

明治十八年

四月 竹間小学校幼児保育科（京都府）

五月 島根県師範学校附属幼稚園（島根県）

七月 横浜尋常小学校附属幼稚園（神奈川県）

明治十九年

一月 井原尋常小学校幼稚園（岡山県）

三月 大聖寺京遼幼稚園（石川県）

五月 愛媛県師範学校附属幼稚園（愛媛県）

六月 長崎県女子師範学校附属幼稚園（長崎県）

八月 桐生幼稚園（群馬県）

十月 北陸女学校附属幼稚園（石川県）

十一月 間人幼児保育場（兵庫県）

これらの幼稚園については、機会があれば述べることにして、一応先月号で、明治前期の幼児保育施設について終り、本月号から数か月、明治前期の幼児保育思想や制度などについて述べることにしよう。（村山）

## 二十、維新政府の幼児教育政策

わが国の教育が近代学校制度の形をとって国民全体の前に姿を現わし始めたのは、一八六八年一月三日王政復古の命令により、幕府制度に代つていわゆる天皇親政を標榜する明治の維新政府が成立してから後のことである。

この頃すでに欧米資本主義諸国は、第一次産業革命を経て、世界に市場を獲得しようとし東洋に侵入を企てていたが、維新政府はこれと対抗するため、早急に国力の充実を図る施策を国是としなければならなかった。

そこでまず第一に、従来の封建的統治の形態を克服して政治権力を中央政府の手中におさめ、近代軍事力を強力に編成するとともに資本制生産主義を採用して、強引な富国強兵策を促進し、外国勢力の圧迫を速やかに排除しようとした。第二に、国家の独立にとって基本的な条件である国民意識の育成と資本制社会に適應するための日常生活の全般にわたる生活様式の近代化のために、あたらしく国民教育制度を樹立し、近代文明の啓蒙普及をはかろうとした。

このため、多くの留学生が先進諸国の文物制度を見習うため、アメリカ・イギリス・フランスを中心として諸外国に派遣されてその後は明治二年から翌三年までの足かけ二年のあいだに一七一名に及ぶほどであった。

わが国最初の国立幼稚園の開設当時、文部少輔であった田中不二麿は、一八七一年岩倉具視一行の欧米派遣に理事官として随行し、「理事功程」一五巻、一八七三年から七五年までのあいだに刊行）

「米國百年期博覽會教育報告書（一八七七年）」、「米國學校法」（一八七八年）などで、海外の教育事情を広く紹介するとともに、就学前教育についても啓蒙者としての役割をはたした人がある。また、その幼稚園を開設するに当って原動力として努力を惜しまなかった東京女子師範学校附属中村正直は、慶應二年イギリスに留学し「合衆國憲法」・ミルの「自由之理」（Essays on Liberty）・スマイルスの「西國立志編」（Self Help）を邦訳した洋学者であった。また、東京女子師範学校附属幼稚園初代の監事となった関信三は、明治五年からアメリカに洋行し、たまたま彼の地の幼児教育の実際を見聞してきた人であった。

明治四年、天皇の名において華族に外遊が奨励されたが、そのとき幼童の成立が女性の教え方如何にかかっているから、華族で洋行するものはなるべく妻女姉妹を同伴して、彼の地の育児の法を学んでくるようにとの注意が加えられていた（注二）。財政上の理由で女子の留学生の派遣が制限されていたにもかかわらず、女子師範学校生徒三名がアメリカ合衆國に留学させられたとき、その中の一人には幼稚園保育の研究が課題として与えられていた。

文部省刊行の雑誌「教育雜誌」のなかには、非常に多くの邦訳によって諸外国の教育事情が紹介されているが、幼児教育に関するものも散見される。第一号（明治九年）から第一四七号（明治一四年五月三〇日）までのあいだに掲載されたもののうち、主なものをかかげると、つぎのようである。

独逸教育書抄幼稚園 近藤鎮三訳  
比利時國安都厄比府幼稚園ノ景況 今村忠誠訳

幼稚園ハ理学・技芸其他百般事業ノ初歩タルヲ論ス セラー・エス・ヒギンス女述 多久乾一郎訳

幼稚園創立法 関信三述

幼稚園監察論抄 幼稚園ノ賞罰法ヲ論ス シュプロウ・ルメル

シエー氏述 伊東平茂訳

このほか、一八七三年ウィーンで開かれた澳國博覽會に派遣された人たちは、彼の地で見聞した文物を國內で紹介するにあたって、就学前教育施設の様子を明らかにすることに努めている。とくに、近藤真琴は博覽會見聞記のなかでただ一つの澳國博覽會事務局出版物として、「子育ノ巻」を二八七四年に刊行した。それは、「博覽會

童子館建物ノ事ヨリ茲ニ陳列シタル各國稚兒ヲ育ツル雛形即チ兒ヲ背負ヒ若クハ抱方等ニ就キテ兒ノ健康ニ害アルモノト然ラザルモノトノ區別及育幼院最合乳母等ヲ函解シ其他玩弄物ニ就キ稚兒ノ筋骨ヲ丈夫ニスル工夫 見ル事聞ク事ニ就キテ心ヲ用キシムルノ工夫 智識ヲ増サシムルノ工夫又女兒ノ教育ニ用フル道具 男兒ヲシテ工業心ヲ起サシムルノ工夫ニ係ル玩弄物及童子園ヲ設ケテ未ダ小学ニ入ラザル兒女ヲ教育スルノ法ヨリ家庭ノ教育ニ至ルマデ凡ソ子ヲ育ツルニ関スル事ヲ掲ゲ」（注三）るものであった。

公的な報告書が同じ事務局の副総裁であった佐野常民から一八七五年出版されるにあたっては、オーストリアとドイツの学制が訳述されているが、大・中・小学・専門学・師範学校に並んで童子園の名が連ねられており、人ノ性質ヲ鑄成シテ自然ニ遵ハシムルノ効ハ童子園ノ教育ニ在」（注四）ることが論じられている。

「子育の巻」には、フレイベル氏の童子園について敘述されてい

るが、(注五) これらは何れも「キンダーガルテン」の「キンダー」を童子と訳したもので、いわゆる幼稚園を意味するものと思われる。

また、近藤が「子育ての巻」に紹介した「育幼院」は、三歳未満の乳幼児を保育する保育所のようにもみられるが、当時の政府にとってはこれらの幼稚園・保育所を積極的に普及させようとする企てではなかったと思われる。

澳國博覧會参加者の、「教育普施の方案報告書」は、この間の事情を、つぎのように示している。

該國(獨逸國か澳太利國か明らかでない―筆者註)ニ於ケルヤ童子園ノ設アリテ未ダ就学セザルノ童子ヲ教フ 其方法徒ラニ解シ難キノ文字ヲ以テスルノ旧風ヲ廢シ却テ遊戲中ニ在リテ童子ノ心意ヲ娛マシメ其間能ク教訓ノ意ヲ遇シテ以テ之ガ天性良知ヲ發暢セシム 其効果確著他ノ諸邦モ皆多ク此制ニ倣ヘリ……

我政府夙ニ教育ノ緊要ナルヲ解シ文部ノ一省ヲ置キテ学制ノ百般ヲ掌ラシメ 大中小学校皆既ニ一定ノ制アリ 然リト雖モ或ハ實際ニ適セザルモノアリ或ハ全ク設立ヲ欠クモノアリ…… 天下万民ヲシテ教育ノ各人ニ必要ナルヲ解シ 其業ニ応ジテ実用ノ学ヲ務メシムルヲ以テ主トシ、先ジ童子園ヲ設クベシ

童子園ノ益ハ略々之ヲ上文ニ記スルガ如ク特ニ我國今日ニ在リテ極メテ緊要ナリ 父母既ニ学ニ乏キヲ以テ其兒子モ亦就学ノ前概ネ之ヲ教ヘザルモノ多ク 問々之ヲ教フルモ漫ニ深難無味ノ文字ヲ以テ其精神ヲ勞スルニ過ギズ彼童子園ノ天性良知ヲ暢達シテ後日進学ノ基ヲ為スモノニ似ズ 童子園ノ利ハ又父母兒子ヲ看護スルノ暇ナキ者モ安ンジテ其業ヲ營ミ併セテ其子ヲシテ教育ヲ受

ケ 遊擾懶惰ノ風ヲ去テ勤勉操作ノ習ニ就カシムルニ在リ……

一八七三年には、文部省は玩具・絵本の種類を製作して一般家庭における就学前教育の一助にしようとして通達を出している。それは、

幼童家庭ノ教育ヲ助ル為メニ、今般当省ニ於テ各種ノ絵画玩具ヲ製造セシメ、之ヲ以テ幼稚坐臥ノ遊戲ノ具ニ換ヘバ、他日小学就学ノ階梯トモ相成、其功少カラザルベク、依テ即今刻成ノ画四十七種・製造ノ器二種ヲ播布ス 此余猶漸次製造ニ及ベク入用ノ向モ之レアラバ、当省製本所ニ於テ払下候条此旨相違候事因ニ云右四十七種ノ絵草紙ハ西洋器械發明者ノ像及ビ本邦兒童ノ遊戲ニ勸戒發明ヲ示セシ摺物等ナリ 玩具ノ筆学捷路トテ札ニテ字ヲ作ル工夫綴字ノ一步建築ノ仕掛杯アリ……頃日当省ニ於テ欧米列國ノ先案ヲ模擬シ 各種ノ絵画玩器等ヲ造リ遍ク之ヲ播布シ以テ家庭ノ訓ニ供ス 幼孩ヲ育スルモノ敢テ此諸品ヲ輕視セズ務メテ之ガ意ヲ用ヒ、平常坐臥ノ間、漸々誘導シテ怠ラザルトキハ、遊ニ其子ノ慣習トナリ、一ハ以テ勸戒ニ充ツルニ足リ、一ハ以テ智慧ヲ発スルニ走り、其徳性才質自ラ善良ニ帰着シ、他日学ニ就クニ至リ更ニ成業ヲ速ニセン 世ノ父母タルモノ夫レ宜シク茲ニ注意スベシ

というものであった。しかし、これら一連の欧米諸國の事情紹介が、果してどれだけ当時の国民層のなかに、事実をともなつて滲透していったかについては、それを証明する確たる資料がない。あとで東京女子師範学校附属幼稚園開設の事情を述べるに当つてふれるように、文部省自身においては、幼児教育政策を積極的に普及発展

させようとするのではなく、ただ啓蒙的な段階と考えていたと解すべきであらう。

維新政府が主力をそそいだ文教政策は、政権担当の少数者を養成することを目的とする大学の設置と、短期間に必要最少限の学力・技術を取得させる年齢以上の学童を教授する小学校の設置に関するものであった。大学は早くも一八六八年に立案された「学舎制」によって発足し、翌月一八六九年には東京に開校された漢学・洋学・医学の三学校に学生が入学し授業が始まっている。また小学校については、一八六九年二月、行政官から府県当局に出された「府県施政順序」の第一に、「小学校ヲ設クル事」が示されている。そこでは、

専ラ書学素読算術ヲ学バシメ 願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ 又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス

この類の教育が望まれている。いわゆる読書算の学習を基として既存の知識を伝授することを喫緊の必要と考えていた政府当局の教育観では、そうした学習にたえる能力をもたず、なかんずく国体觀念の培養に直接関わりをもたないとみられた幼児期の教育は、いまだ国民教育制度の一環として位置づけられるものではなかった。

そのうえ、こうした学制実施に当って最も力を注いだ小学校においてさえ、教員の給料・校舎の造営補修の経費・教授用器具等一切の教育費はすべて生徒が負担することが原則となつて、それに充てるための授業料は一月五〇銭が徴収されていた。一八七三年授業を始めた全国の小学校一二、五五八校のうち、あらたに建築されたも

のは約二六パーセント、他は一般の民家を借用するか、寺院の一部に寄寓しており、しかも、これに要する費用を国はすべて民費にまかせ、国民はただでさえ苦しい生活のなかから建築費を負担した労力を提供しなければならなかった。このため、小学校の普及は遅々として進まず、学齢児童の就学率も一八七三年二八・一パーセント、一八七四年三二・三パーセント、一八七五年三五・二パーセント、一八七六年三八・三パーセントと、きわめて僅かしか上昇しなかった。それだけでなく、地方によっては小学校があるために生活が苦しくなるとの気持ちをもおこさせ、このため学校焼打事件がおこるほどであった。「男女共必卒業スヘキモノトス」(学制第二十七章)とされた尋常小学においてさえ、こうした不振の状態のなかで、貧弱な公教育費が幼児教育に一顧をも示さなかったであろうことは容易に想像される。

それどころか、一八七六年頃には早くも国・地方を通じて小学校経費の負担を軽くすることを一つの動機として、「学制」施行後の教育の現実を顧慮しその実情に合わせるためなどの理由づけを行ない、就学義務の緩和策をふくむ学制改革が企図されている。ときの文部大輔田中不二麿は、一八七六年フィラデルフィアで開かれていた米國独立百年記念万国博覧会に派遣されるにあたって、アメリカの教育事情を仔細に見聞して改革の資にしようとした。その見聞記は、一八七七年文部省から「米國百年期博覧会教育報告」として公開されたが、そのなかに、田中は幼稚園(キンドルガートン)についての一節を設け、アメリカにおける幼稚園の概要を紹介している。セントルイス府学監ハリス氏、ボストン府学監ヒルブリック

氏、ゼルマニー（筆者註：ドイツ）国幼稚園首唱家の幼稚園効用論を引用しているが、つぎの敘述のなかに、田中の幼稚園にたいする理解の一端をうかがうことができよう。

夫レ近代學術ノ大イニ進歩セルハ決シテ偶然ニ非ス 其源ヲ探リ數十年前ノ間研究琢磨シ始テ今日ノ結果ヲ致シタルコト 猶種子ヲ下スノ時ヨリ培養ニ心ヲ用ヒ然レ後始テ美果ヲ得タルカ如シ 人ノ教育ニ於ケル幼時ヨリ培養ニ意ヲ用ヒサレハ亦何ソ美果ヲ獲ル事ヲ得シ 見ヨヤ世ノ大人君子タル者ハ猶ホ果樹ノ萌芽ニ於ケルカ如ク 彼モ一時ハ小児タリシニ非スヤ 又世ニ英名ヲ鳴ラセシ人ハ其母ノ善良ナルニ因ラスヤ 若シ幼稚園ノ教法ハ母ノ教育ヨリモ一層善良ナルモノトセハ 幼稚園ノ今日ニ必要ナル疑ヒ無シ

しかし、こうした幼稚園必要觀も、太政官に提出された田中ら起草の日本教育令案（七十八ヶ条）のなかでは、単に

第六十六章 各地方ニ於テハ学令以下ノ幼児を保育センカ為ニ幼稚園ヲ設クルコトアルヘシ

とあるだけで、まだ保育の目標・内容・対象・施設・編制・学費などについて何ら規定するには至っていないかった。

この日本教育令案より三、四か月前、一八七七年のはじめ、文部省の学監として学制施行後の教育施策のため迎えられていたアメリカ人モルレーが、文部大少輔に提出した学制改革案「学監考察日本教育法」（百二十ヶ条）は、実際にはそれほど大きな影響を与えなかったが、日本教育令案よりも幼稚園の在り方を一層はっきりさせているものとして注目される。

第二章 各府県ニ於テ令六年以下ノ子女ノ為ニ幼稚園ヲ設ケ如クハ尋常小学中へ別ニ幼稚生徒ノ一級ヲ置ク事妨ナシトス然レトモ幼稚生徒ノ級ヲ設クルノ故ニ因テ小学正科ノ教授ヲ障礙ス可カラス又此ノ如キ幼稚生徒ハ文部省発給セル所ノ補助金ヲ配当スヘキ人員ニ加ル事ナカルヘシ

独立の幼稚園のなかに、幼児学級を小学校に併設させて幼児の教育機会をより容易にさせようとしたが、しかし、経費については小学校にたいするものとは岐然と区別し国費の使用を一切禁止している。

日本教育令案は、当時の法制局長官、参議伊藤博文によって大きな修正を受け、その修正案は更に最終の審議機関としての元老院において修正され、一八七九年「教育令」として布告された。これらの修正過程のなかで、幼稚園に関するものうち特筆すべきものを、あえて取出すなら、伊藤案で、幼稚園が小学校以上の諸学校同様、「学校」として位置づけられていたことが、布告されたものにおいて修正が加えられている点があげられる。すなわち伊藤案は、

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス 故ニ学校ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校教師範学校専門学校其他各種ノ〇〇ナリ

但幼稚園モ亦之ニ属ス

となっていたが、布告文では、

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス 故ニ学校幼稚園図書館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校教師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

と改まっている。その理由として、第一条の後に、

院議 幼稚園ヲ原案第二条ヨリ本条ニ移スハ幼稚園ハ必シモ学校ニ属スヘキモノニ非サルヲ以テナリ

とのべているように、すでに明治初年において、幼稚園はいわゆる学校系統の別枠に入れられるべく、学校制度のうえに位置づけられていたものようである。何故そうした位置づけが公けのものとして確認されたかについて、その根拠を見出すことはできないが、当時すでに、幼稚園が読書を学習するところではなく、幼児に玩具を用い、自在に園中を散策させ遊戯させようとしていたことから、狭義の学習の場としての学校の範ちゅうからはずされたと考えられる。

しかし、教育令のなかで、小学校等諸学校とならんで幼稚園が、一箇の独立した教育機関として位置づけられたことから、毎年各府県より文部省に報告されていた学事報告費をまとめた、文部省発行の文部省年報に、今までなかった幼稚園についての分節が、第七年報（一八七九年度）から新に設けられており、さらに第一〇年報（一八八二年度）からは、各府県からの学事報告のなかに「幼稚園ノ現況」を詳録するよう通達されている。

以上の結果、明治初年の幼児教育政策は、(一)幼稚園にたいする無関心ないし無視の段階とはいえないとしても、積極的な文教政策の対象となるものではなかったこと、(二)その原因が、時代の教育課題の特性と幼児教育の本質の掘り下げの不十分さにあったことなどを

知ることができる。

## 二十一、学制にあらわれた幼児教育制度

国民教育制度の確立をいそぐ政府当局は、範を外国にとりながら、しかも教育の中央集権が確保される教育制度の樹立に力を注いでいた。このため、明治初年に紹介された外国の教育思想が多くイギリスやアメリカ合衆国のものであったにもかかわらず、両国の教育が自由主義を原理とし、その制度も州・地方の自治に委せる地方分権主義をとっていたため、英米の教育制度を基とせず、その教育思想すらまだ十分に知られていなかったフランスの学制に範をとった。フランスの学制は、当時先進諸国のなかで最も強い全国劃一主義をとり、地方の教育にたいしても厳しく干渉していたからである。明治四年七月、文部省が設置された全国の学校がその所管するところとなったが、政府は更にこれを徹底するため、明治五年八月、「学制」を頒布した。

「学制」は、大中小学区之事・学校之事・教員之事・生徒試業之事・海外留學生之事・学費之事の六篇で百九章の条文からなっている。尨大な学校規程であった。これによって、全国が八大学区、各大学区が三十二中学区、各中学区が二百十小学区に分たれ、各学区に設立される小学校・中学校がそれぞれ所属する大学区の督学局によって監督されることとなり、教育行政の文部省を頂点とする中央集権制が確立した。

また、人口六百人ごとに一小学校、人口十三万人ごとに一中学校

が設定されることとなり、全国で五万三千七百六十小学校、二百五十六中学校と各大学区ごとに設置される八大学が開設される予定であった。なかでも小学校には、六歳から十四歳までの子弟を八年間就学させることが父兄の務めであることが公けにされ、初等教育の義務制が計画されていた。すなわち、「学制」は第二十一章で、

小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ分ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ

と、小学校の性格・種類を示している。

さらに、第二十二章は

幼稚小学ハ男女ノ子弟六才迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

と、幼稚小学が学令未滿の幼児を保育する教育機関であることを明らかにした。この規程が、わが国において、教育法のなかに幼児教育機関の名称が掲載された最初のものである。

そのうえ、ここに注目すべきは、第二十一章と第二十二章を通読するならば、学令未滿の幼児を保育する幼稚小学も他の小学同様に、教育の初級であつて、人民一般が必ずその幼児に就学させるよう努めねばならないものであるとされていることである。これは、当時の諸外国においても例をみない極めて先進的な幼児教育制度の樹立であつたといふことができよう。しかし、はたして「学制」の立案者が、このような意図をもつて幼稚小学を規定したか否かについては疑問なしとしない。もし、大きな関心をもつて幼児教育機関

の普及を計画していたとするなら、幼稚小学のモデルとしていた「仏国学制」の「育幼院」の部分を、一層詳細に「学制」のなかに導入しなければならなかつたであらう。たとえば、仏国学制は育幼院に關して、

育幼院ハ、小児ノオヲ導キ心術ヲ正シクシ、見聞ヲ広メ、意志ノ向フ所ヲ定メシムルヲ以テ目的ト為ス其教育恰モ慈母ノ其子ヲ撫育スルニ異ナラズ。童蒙ノ解シ易キ語ヲ説キ、或ハ弄物ヲ示シテ学問ノ端緒ヲ授クルナリ。然レトモ、此院ヲ指シテ学校ト謂フハ不穩トス

と、その性格を明らかにするとともに、第一条で、

育幼院ハ 男女共滿六才マデノ小児ヲ入ラシメ、慈母ノ如ク之ヲ撫育シ、年令ニ相当ナル教ヲ授ケ、敢テ謝物ヲ要セス。此院ニ於テハ、必ス奉教ノ道、読法書法ノ端緒ヲ聞キ導キ、数字ヲ口授

シ、傍ヲ勸善ノ歌ヲ教ヘ、斜線及ヒ詰ノ手業ヲ教フ  
と、その保育内容を規程している。さらに、第三条で

州、区或ハ政府ヨリ、全ク其費ヲ給シ、又ハ其費ノ一部ヲ助クル者ヲ公ノ育幼院ト謂フ

との規程のように、幼児教育機関の普及のためには公費支出の必要をかかげている。

ところが、わが国の「学制」は、幼稚小学の性格を示した一本文をかかげただけで、その後といえどもその運営に關して何らの指針を示していないのである。

したがって、一見、先進的にみえた幼稚小学の規定は、基本的に何らその普及を企図するものとはいえない。むしろ、仏国学制を



日本版としての「学制」に改訂する場合、条文を整理するにあたって無意識のうちに行なった所作に基づくものとも考えられる。何故ならば、仏国学制は「第二目 小学校」の条項で、

小学校ハ教育ノ初級ニシテ諸人ノ必ズ学バザルベカラザル普通ノ科ヲ教フル処ナリ

と述べ、先に記したわが「学制」第二十一章の原案となっている。わが国の幼稚小学は、この第二十一章の後に規定されているが、その原案規程といわれる仏国の育幼院の規程は、仏国学制において、第二目の小学校に先行する第一目の条項において示されており、したがって、「学バザルベカラズ」の勸奨の精神は育幼院には適用されていない。すなわち、わが「学制」が仏国学制の育幼院・小学校を、わが国の幼稚小学・尋常小学の範とすると、順序を小学・幼稚小学と逆にしながら、その条文の内容を厳密に吟味することなく、ただ文面を形式的に模倣したことからの結果と考えられるからである。

しかし、この幼稚小学が仏国学制の育幼院に範をとったという見解にたいしては異論もある。たとえば、英国などのインファント・スクールに該当するものであるという見解がある。この点の正否を確かめるためには、なお多くの史料を必要とする。現在判明している当時の教育制度史料のなから、わが学制に影響したであろうと思われるものについて検討すれば、つぎのようなものが認められる。

まず第一に、明治二年七月、内田正雄訳の「和蘭学制」が出ているが、このなかには、七歳以上の小学と中学についての条文が訳されているだけで、学令前の幼児の教育機関については全く認められ

ない。

つぎに、米英独の幼児教育制度が何時、誰によってわが国に紹介されたかは、まだ厳密に規定しえないが、ただ明治四年海外事情を調査するため欧米巡歴に同行した文部少丞田中不二麿が、明治六年帰朝するまでに見聞・調査したものを基にする紹介が目される。この紹介は、帰朝の後、明治六年一二月第一巻が刊行された「理事功程」により、明治八年出版の第十五巻にわたって、米英仏・白・独・和・瑞・暹・魯の各国の教育制度について行なわれている。田中不二麿のこの紹介が、はたして明治五年八月の学制頒布までに、その案文作成に活用されるよう、故国日本に送られたか否かは明らかでないが、その内容を吟味するなら、仏国の幼児教育制度の紹介の詳細なものにくらべて（注六）他の諸外国のものが、きわめて僅かしか注目されていなかったことが明らかであり、その限りにおいて、わが「学制」が、仏国以外の諸外国の幼児教育制度を幼稚小学の範としたであろうとの推論は困難である。

理事功程の米国の部では、マサチューセッツ州の教育事情が紹介されているが、その中心は義務教育制度にあって、就学前教育制度については、一言も記されていない。

つぎに、英国の部では、幼児学校が幼稚学校という名称で、一三八字によって紹介されている（注七）。明治四年は、英国学校制度において最も翻刻的な初等教育法（一八七〇年公布）が施行された直後であり、オウエン以後の幼児学校が、五歳以上の児童の義務教育化にともない、一部学校化していたときであった。しかし、ここに紹介された幼児学校は、正規の学校体系に入る以前の、労働家庭の

子女を保護するオウエン主義の、しかもボランティアの施設としてのものであった。

米・英両国に比較して独国の教育事情の紹介はより詳細であり、就学前教育機関についても、僅かではあるが、より多くのスペースにわたっている。フレイベルの幼稚園が上流階級の子弟のための学校となつているのにたいし、都市・農村に多く開設されている幼児養育所 (Klein Kinderbewahranstalten) が、慈善家によって普及されていていることに注目している(注八)。

ところが、仏国の幼児教育制度については、以上の三國とは比較にならないほど、多くの頁数を費して、その規程を紹介している。保育施設の名称に、仏国学制に用いた育幼院にたいして、むしろわが学制の幼稚小学に近い訳語として幼稚学校を用いている。通則の第一章に、

公私幼稚学校ハ齡二年ヨリ七年迄ノ稚児ヲ入レ其知識ト身体トニ応シテ之ヲ教育スル為メニ設クル者ナリ  
と、幼稚学校の目的が掲げられているのを筆頭に、教育科目・教育方法・施設基準・宗教教育のほか入学免許・監督・幼稚学校職員ノ資格給料等の大綱が紹介されている。

したがって、わが学制中の、幼稚小学のモデルは、多分に、学制研究が一般に指摘しているように、仏国の幼児教育施設にとつたということが推論される。ただわが国の幼稚園の発達が必ずしもこの幼稚小学の精神に基づくものでないことは、倉橋惣三らの指摘するようであつて、これをもってわが国の幼稚園制度の濫觴ということ

(岡田)

註一、雜誌「保育」第十六卷第六号二四頁 岡田正章

二、「開國五十年史」八六五頁 成瀬仁蔵 学領頒布後の女子教育

三、瀛國博覽會參同記要(明治三〇年八月一日)

四、同右

五、倉橋惣三、新庄よし子、日本幼稚園史 三九〇―四頁参照

六、協同教育研究会編 新体教育史所取中二〇〇頁掲載の表(岡田正章作成) 参照

七、「理事功程」中に一八一八年「ロルド」ランスタウン等ノ助力ヲ以テ電動(ロンドン

筆者註)ニ於テ幼稚学校ヲ創造セリ 是亦大ニ普通学ノ進歩ヲ助ケシモノナリ 此

学校ニハ三・四才ノ幼稚其父母産業ノ為ニ終日働ニ在ラシメ 養育スル能ハサルモノ

ノ童子ヲ入レ 懇切ナル女師ヲ附ケテ種々才智ヲ増ス可キ事物ヲ以テ覺エス知ラズ道

理ヲ悟ラシムルモノナリ(理事功程 三 英國)

八、幼児養育所ハ、乃幼児ヲ入レ置ク所ト云フ意ニシテ大ナル市邑ニ於テ仁恵社ヨリ之ヲ

設ク 近年其数大ニ増加セリ 斬ノ如キモノハ公学校ト匹敵スル者ニアラス 只公学

校ノ不足ヲ補フノミ

郷里ニ於テハ一家尽ク野外ニ由テ耕作シ且成長セル童子アルモ学校ニ赴キテ家ニ幼

児ヲ撫視スル者ナキヲ思ヒ 慈愛アル人私宅ニ於テ学令未滿ノ幼児ヲ招集シ 厚ク之

ヲ看愛保護ス即チ幼児養育所ナリ

両親タル者毎朝業事ニ出ル時 其幼児ヲ此処ニ記シ置キ業ヲ終ヘシ後再び幼児ヲ伴

フテ帰ル

養育ニ於テハ幼児ヲ教ヘ之ヲ保護シ且之ヲ慰ムルニ歌舞遊戲等ヲ以テス

但シ幼児ヲ保護スル者ハ其ノ家ノ妻及ヒ慈悲アル婦人等ニシテ幼児ヲ愛スルノ深キ

ヨリ遍ア之ヲ愛護セン為ニ好テ之ニ尽力スト云フ

フレイベル名人ノ遊園ハ貧乏ナル童幼ヲ教育スル為ノ幼稚園ノ上等ナル者ニシテ

其教方懇切ニシテ上等ナル人民ノ幼児ヲ教フル所ナリ 此類ノ学校ハ独乙全國中五六

十個ニ過ギズ(理事功程 独乙國 九)